

研究倫理および学術大会における演題募集について

2021年に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」および「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が見直され、両指針を統合した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が制定されました。さらに、2021年に行われた個人情報保護法の改正を踏まえ、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部が2022年に改正されました。人を対象とする研究を行う際には、対象者の人権および尊厳を重んじ、個人情報の保護に留意する必要があります。

この指針を受け、日本診療放射線技師会では研究の公正と信頼性を確保することを目的として、アンケート調査等も含めて人を対象とする研究については倫理審査委員会の承認を受けることを必要とし、学術大会における演題募集においても、倫理審査委員会の承認番号等を明記していただくことになりました。しかし、日常の業務改善や症例報告、人を対象としないファントム実験などについては研究のカテゴリーとはせず、報告していただけるように配慮いたします。

2023年9月に熊本で開催される第39回日本診療放射線技師学術大会より、演題募集の際の演題区分を下記の通りとさせていただきます。詳細につきましては、2月号会誌に掲載される演題募集要項をご覧ください。

会員の皆様には何卒ご理解をいただきますようお願い致します。

演題区分 1. 研究

- 1) 人を対象とした研究：倫理審査委員会の承認が必要
- 2) 人を対象としない研究：倫理審査委員会の承認は不要

2. 報告（研究目的でない医療の一環とみなせるもので、所属機関の長の承認を得たもの）

- 1) 症例報告：個々の患者についての詳細な報告であり、症状、兆候、診断、治療などの詳細についてまとめたもの。症例数については定義しない。
- 2) 技術報告：ファントムを用いた実験や、線量測定、画質評価、撮影条件の横断調査など、データ取得過程も含め、人の個人情報、医用画像や診療情報を用いず、主に物理的な事実を検証し、その理解を広めることを目的としたもの。
- 3) 実践報告：日常の業務改善、放射線の安全管理、医療安全、勤怠管理、院内教育などの詳細についてまとめたもの。
- 4) その他：教育、臨床実習、実習前客観的能力試験など、教育等についての詳細をまとめたもの。

以上